

議長

それでは少し早いですけれども、会議を再開致します。

(午前10時59分)

々

続いて、片岡議員の一般質問を行います。3番片岡議員。

3番
片岡議員

3番片岡です。最後の質問となりました。私は議員になりまして11年が経過を致しました。初めから10年間、「議会だより」の編集後記を担当して参りました。6月の定例会が終わりますと、「甲子園に皆で応援に行きましょう」と、毎年のように書いて参りました。今年はちょっと違います。今までは期待を裏切られて参りましたが、今年は先ほどの山陰大会でも圧倒的な強さで優勝しました。どうか、「今年は皆さん、一緒に甲子園に応援に行きましょう」。そして川本町が空き家になるぐらいの応援をしていただきたいと思えます。

前段が長くなりましたが、通告書に従いまして、2点の質問を致します。

1点目は、空き家対策の今後を聞く、ものであります。今までに圓山、片岡両議員により数回にわたり空き家に関する一般質問がありました。先ほど飯田議員からも空き家に関する一般質問がありました。できるだけ重複する部分は割愛していきたいと思えますが、一生懸命書いて参りましたのでなかなか書き直すという事が出来ませんので、重複する部分が有るかも知れませんが、そここのところは堪えて下さい。今回、5月26日より空き家に関する特別措置法が施行されましたが、その内容は定期的な管理を行われていない空き家が防災・衛生・景観などに深刻な影響を及ぼす事に鑑み、地域住民の生命・財産を保護すると共に、その生活環境の保全を図り、合わせて空き家などの活用を促進しようとするものであります。全国の空き家の総数は820万戸あり、現在も増加しつつあります。当町でも空き家が年々増加しております。市町村が倒壊の恐れなどがある特定空き家に認定すれば、除去や修繕などの指導ができ、勧告・命令に従わない場合、市町村が代執行出来るとあります。税制面におきましても敷地に住宅があると固定資産税が最大で6分の1になる優遇措置があります。これが空き家放置の誘因になってきておりました。特定空き家に勧告すると、この優遇措置が対象外となり今まで6分の1で済んでいた固定資産税が裏を返せば6倍になるという事になります。維持管理、売却など放置が改善されることが期待されております。この法律の施行により当町の空き家に対する取り扱いの変化が生ずるかどうか、お尋ねを致します。これが1点目であります。

2点目の質問になりますが、ふるさと納税に関する当町の取組について、お尋ねします。

本年、4月1日よりふるさと納税に関する税制が改正されました。1つには手続きが簡単になった。もうひとつには控除額の上限が1割から2割に倍増した事により、ふるさと納税が簡単で使える金額が大きくなって参ります。

3番
片岡議員 ふるさと納税がやりやすくなる環境が整いました。当町の現状と今後の取り組みについて、お尋ねを致します。以上、2件の質問です。よろしくお願いを致します。

議 長 それでは、片岡議員の質問のうち1項目めの「空き家対策の今後を聞く」に対する答弁をお願い致します。番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長 それでは、3番片岡議員の質問のうち前段の「空き家対策の今後を聞く」について、回答させていただきます。議員ご指摘のように、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、昨年、11月7日に公布され、先日5月26日に全面施行されたところでございます。先ほど4番議員さんの回答の中で11月26日と申したようでございますが、公布は11月27日でございます。失礼致しました。この法律の施行によりまして、本町の空き家対策に対する取り組みに変化があるのかとのご質問ですが、当然に変化は生じてくるものと考えております。

本町の場合、これまでは空き家については、定住促進をはじめ、利活用の視点で取り組みを行って来ております。この間、議員の皆様からも、倒壊の危険のある空き家に対するご意見や、適正な管理がなされていない空き家に関する、ご意見をいただいていたところでございます。これらのご意見を受け、本町としましては、利活用の視点を越えた、空き家対策への取り組みが必要であろうと、多くの市町村でも行われている空き家の管理に関する条例の制定について検討を始めたところでございました。ところが、そうした中、議員立法での法律制定の動きが動き始め、関係省庁からも情報が流れ始めました。この内容を見たところ、本町が検討しておりました条例の内容を包括する内容となっておりますので、独自条例を制定するのではなく、法律の成立を待ち、それに基づいて空き家対策を行うこととしたところでございます。

ところが、この法律につきましては、その後も通称ゴミ屋敷に関する規制などが盛り込まれ、関係する省庁が多くにわたることなどもあり、当初予定されていた時期よりも可成り遅れて成立施行されることとなりました。この法律の施行によりまして、本町としましての空き家の管理に関する取り組みにつきましては、多少時間を要したところでございますが、これからは、この法律などを基に、住民の皆様ご安心・安全を脅かす住宅への対応や、適正管理がなされていない住宅への対応など、必要な対策をとっていくこととしております。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。3番片岡議員。

3番
片岡議員 私は、この質問をですね、先ほど課長が言われましたように空き家の利活用、或いはIターン・Uターンの受け皿、こういった視点においてこの法律を活用していただきたいと思っております。前回の私の質問の中でも固定資

3番
片岡議員 産税を払うのが嫌だ、川本町に寄附したい、という人が必ず出てくるという話しをして、それを川本町のIターン・Uターンの受け皿にしてはどうだろうかという提案をしております。今回、この法律の施行の中でも、自治体には移住対策として空き家を有効活用する事が求められると、こういった条文も中に入っております。ですから川本町としましても、今まで多分、私が提案した時には「出来ません、出来ません」という話しだったんですが、これからは全国の市町村におきまして寄付を受けるとか、そういった空き家を公的な施設として有効活用するとか、そういったことが全国の町村で散見されるようになりました。インターネットなどでもよく調査されて、どこがどうしているか、そういう事をよくアンテナを張って川本町でも利用出来るところは利用していただく方向で頑張っていたきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

議 長 番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長 議員ご指摘のようなご意見も確かに承っている例が生じているのは事実であります。全て先ほど言いました342戸全てを例えば寄付したいという申し出がありましても、これは全てという訳にはいかないと思っております。これからいろんな総合戦略も進めていく訳でございますが、そういった中で必要な物件についてはいろいろと町としても考えていかななくてはならないと思っておりますが、取り敢えず寄付については、一般論としましては、なかなかお応え出来ないというのが正直なところでございます。あとは町づくり全体をする中で、必要な箇所、必要な場所については例えば寄付じゃなくても買い取りをする必要な事もあるかと思っておりますが、そういったところで一般的な寄付としましてはお応えにくいんですが、町づくり全体としてはいろんな観点で考えてはいきたいと思っております。

議 長 再質問ありますか。3番片岡議員。

3番
片岡議員 全部を寄付として受け入れるとか、そういった事を言っているんじゃないかと、そういう可能性もあるよという事ですのでメリハリを付けて買うなり寄附を受けるなり、そういった方向を町として前向きに考えていただきたいという事です。それからこれに関連して空き家対策のコンサルタント事業というのがありました。これは800万ぐらい使っていると思っておりますが、この成果と、これからそれをどう生かしていくのか、それについてちょっと話していただけますか。

議 長 番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野 空き家に関するコンサルタントの成果と、それをどう生かしていくかとい

まちづくり
推進課長

う事でございますが、先ほど4番議員さんの質問の中でも触れました、25年に行いました川本町特定地域再生計画策定の為の事前調査として行いました調査の事かと思えます。この調査の中では計画策定の為の資源調査のひとつとして空き家に関する調査も行っております。これにつきましては、調査結果を空き家等の数字も出ております。データベース化もされておまして、地図での位置づけ、また状態の写真とかも付いておりますので、今後は空き家の利活用の視点は勿論ですが、空き家全体の管理・把握、そういった事にも生かしていけるものだと考えております。

議 長

再質問ありますか。3番片岡議員。

3番
片岡議員

これから益々、空き家というのが川本町でも増えてくると思えます。出来ればIターン・Uターンの受け皿として活用出来るものは活用出来る方向で整備していただきたいと斯様に考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。それで、この質問は結構です。

議 長

以上で、1項目めの「空き家対策の今後を聞く」の質問を終了します。

々

次に、2項目めの「ふるさと納税に関する当町の取り組みについて聞く」に対する、答弁をお願い致します。番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長

それでは引き続き、後段の「ふるさと納税に関する当町の取り組みについて聞く」について回答させていただきます。

ふるさと納税につきましては、川本町の場合、「ふるさと思いやり基金」への寄付として寄付をいただき、一度はこの基金に積み立てを行った後、各種事業に有効に利用させていただいているところでございます。26年度も、県内10件、県外34件の合計44件、金額では3,572,000円の寄付をいただいたところでございます。また、これまでいただいております寄付を含め、小中学校での夢先生事業やキャリア教育事業、出生等の記念品贈呈事業、防犯カメラの整備、子どもの体力向上事業、福祉事業などに、合計8,049,000円を26年度利用させていただきました。これによりまして、26年度末の基金残高は、13,663,000円となっております。このような中、議員ご指摘のように、この度の税法等が改正され、控除対象となる寄付の限度額が増額されるとともに、ふるさと納税に係る申告について、手続きの簡素化も図られているところでございます。本町としましても、この機を逃さないように、今年度からインターネットを活用したクレジット決済を導入することとしており、その準備を進めているところでございますし、お送りするお礼の品につきましても、対象の拡大や内容の充実などを諮っていくこととしております。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。3番片岡議員。

3番 先ほどちょっと金額の事について触れられましたけれども、昨年の寄付金額と今年度になってからの寄付金額。それと品目をもう一回、言ってもらえますかね。

議 長 番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野 先ほど申して再度ですが、26年度にいただいた寄付の総額が3,572,000円でございます。それで使わせていただいた金額が8,049,000円でございます。年度末残高が13,663,000円でございます。それでその中味につきましては、小中学校の夢先生でありますとか、出生祝い金とか防犯カメラ、福祉事業等々に使わせていただいております。

(「品目は？」の声あり)

お礼の品ですか。

(「はい」の声あり)

お礼の品につきましては、これまでエゴマ商品を中心にしておりました。昨年ですね議員の方の中からも、お米を使ってはという意見もございました。また担当課としましても、毎年同じような品物をお送りするようになりますので、その辺りの変化と言いますか、受け取っていただく方へ同じような物にならないような事で、お米を考えておまして、ちょうどそういう意見も一緒になりましたので、昨年はお米を中心にお返しの品という事を広めてきたところでございます。

議 長 再質問ありますか。3番片岡議員。

3番 あの、青木議員がお米にしたらどうか、お米だったら、ふるさと川本の味を十分に喜んでいただけると、ふるさと出身者の方のですね、そういった提案が一般質問の中であって。それから可成りしばらくお米というのが取り上げられなかったように思います。今やっと、お米も入って参りましたけれども、その取り上げ方にしても例えば役場の中だけではなくて、農家・農協・商工会、或いは工芸品等にも手を広げて、いろんなところから提案を受けて、インターネットに載せていく、そういったやり方をとっていかないと、どうも寄付金額というのは伸びないような気がします。全国のふるさと納税を検索出来るコーナーがあるんですが、島根県を覗いてみますと松江市とか出雲市、そういったところはインターネットで品物を1万円はこれ、2万円はこれというような品目が10種類近くあって、市部は全部やっておられます。町においては邑智郡やっていないですね。海士町・西ノ島町・飯南町・津和野町、これだけだったと思います。そういうのが検索出来るんですが、川本町、残念ながら検索出来ないです。さっき言われた目的のところは検索出来

3番
片岡議員

るんです。今年、先ほど前段のところでは言いました島根中央高校の応援の話
しもありますので、島根中央高校の支援というのも中に入っておりますので、
是非ともこの寄付を増やしていただきたいと、間に合うように。それでそう
いった役場の中で考えるだけじゃなくて、じゃあ商工会さんじゃあ何か出し
ていただけますか、そういったものをどんどんインターネットに上げていく。
それで特産品の開発などにも繋がってくると思いますので、どうかそうい
う方向をちょっと考えていただけますか。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長

議員ご指摘のとおりというのは感じております。川本町の場合はですね、
やはり寄付に対するお礼の気持ちというところでスタートしておりましたの
で、幾ら幾ら程度の気持ちというところで明確にそういった品物を、こうい
った物が貰えるよというのは出しておりません。ただ今、言われましたよう
にインターネットにつきましては、そういったように上手に出されている所
もありますし、インターネットの掲載自体も各社が独自にやっておられる部
分もありまして、川本町には未だインターネットの申込み、決済を採用して
おりませんので、そういったところでも掲載されにくい実態はあろうかと思
っております。昨年の後半特にエゴマがブームになった時から、寄付したら
エゴマの商品が貰えますか、といった質問もたくさん寄せられるような実態
もございました。また担当の方にも幾ら程度とありますが、どういった内容
ですかと言ったような問い合わせもあっておりましたので、昨年の途中から
商工農林の担当者の方にも3, 0 0 0円だったらこのぐらいの物、5, 0 0
0円ぐらいだったらこのぐらいの物というふうに例示が出来るようなもの。
例えばお米中心のセットであるとか、そういうふうなものは出来ないだろ
うかと投げ掛けはしております、そちらの方でも検討していただいていると
思っております。そういったところで、今年度、インターネット決済も取り
入れる事としておりますので、そういったふうに見ていただきやすく、また
せかくお返しの品をするのであれば選らんでいただけるような形も少しは
考えていきたいというふうに取り組む事としております。

議 長

再質問ありますか。3番片岡議員。

3番
片岡議員

エゴマなどにしましても、それをお取り商品と言いますか、例えばインタ
ーネットに写真入りでしまして、この商品は人気殺到して現在は抽選であ
げているとか、何ヶ月待ちですとか、そういった文言が入るだけで他の品物も
良くなって見えてくるような事がありますので、そういうのも十分に利用さ
れてやっていただきたいと思えます。それからもうひとつお願いですが、今
月、来月あたりですかね、広島・関西・東京会という川本会があります。町
長の行政報告の中で、ふるさと川本の為に何かお役に立ちたいと盛んに言っ

3番
片岡議員 いただいたそうであります。都会に出て活躍されている川本町の出身者にとって、ふるさとというのはやっぱり特別な意味を持つものだと思います。どうかこれには町長、議長共に出席されますので、是非ともトップセールスとしてお土産を十分に持って帰ってきていただきたいと思いますが、町長どうですか。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 既に「東京川本会」終わりました、先週は「関西川本会」がございました。いずれもやっぱり川本出身の方が、この遠く離れた地からふるさと川本を声援いただいております。本当に感謝している次第でございます。そうした中で特にふるさと納税、これを自分たちはどんどんやるから全国広く底辺を広げるためにも、そうした今ありましたお礼の品、これを充実せえというアドバイスもいただいております。そういう意見を参考にしながら、ふるさと納税のコーナーも充実していきたいというふうに考えております。また今、お米が低米価で特に農家の方、ご苦労されております。ふるさとの米を食べようという事で、この川本のお米、これも出席者の方、また縁故者の方に広く購入いただけるような、そういうお願いもしております。着々とそういう会員の方から申込みがっております。本当に感謝しております。これからもそうした川本会の皆さんと絆をしっかりと強めて共に、この川本の発展に努めて参りたいというふうに考えております。

議 長 再質問ありますか。はい、3番片岡議員。

3番
片岡議員 そういうふうにして皆さんで一生懸命頑張っている訳ですが、特産品にしても川本には何も無いよという、後ろ向きの考え方は止めて、少しでも良いから何か出してみようというふうな気持ちに持って行っていただきたいというふうに思います。今、川本町にはエゴマしかないとか、そういったものじゃなくて、今まで作っておられたトウモロコシもあるだろうし、メロンもあるだろうし、もう無いのかなあ・・・

(「あります」の声あり)

もしかしたら生き返る可能性もあるかも知れません。インターネットの力というのは本当に大きい力だと思いますので、是非とも担当課長だけではなくて、各知恵のある方はいっぱい出していただいて、ダメ元で写真に載せるとい事が大事だと思いますので、そこら辺のところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いてですね、最後になりましたけれども、今日、この2点の質問の私のテーマは「地方創生」であります。当町でも地方創生総合戦略策定委員会が設置されオール川本で頑張ろうとしております。空き家対策では特措法を利用して地方移住を促進するように求められております。東京では団塊の世代

3番
片岡議員 が高齢者になった時、病院・施設での受け皿が足りません。又、ふるさと納税にしても、本来ならば住民サービスを受けている自治体に納税すべきものでありますが、国は知恵を出せば他所の自治体から税金を取っても良いよと言っている訳であります。空き家対策で人を、ふるさと納税で金を、地方に再分配しようというのが国の考えだと思います。どうか、まちづくり推進課だけではなく、全職員、全議員、オール川本で地方創生に取り組んでいこうと思います。皆さん頑張って参りましょう。以上、終わります。

議 長 これをもちまして、片岡議員の一般質問を終了します。

々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了致しました。

々 本日は、これをもって散会と致します。
お疲れ様でした。

(午前11時38分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容におい

て、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員